

ウィズコロナ・チェックリスト。(オフィス版) の活用ガイド

2023年3月
順天堂大学大学院
医学研究科感染制御科学
堀 賢

1. はじめに

一般に感染症対策は、「始めやすいが、止めにくい」ものです。これは、個々の感染症対策の開始は、科学的な“エビデンス”に基づいて決定されますが、止めることについては、むしろ周囲の“コンセンサス”の方が鍵になるからです。

政府の方針により、2023年3月13日からマスクの着用判断は各自に任せられるようになりますが¹⁾、現時点では着用の判断基準は個人によって大きく異なるので、やはり何らかの目安がないと、トラブルの原因になりかねないと懸念されています。またマスクを外す時間が増えると、これまで以上に換気が重要になりますが、換気の良し悪しの判断も、具体的に何を根拠にすればよいのかがわかりにくい方も大勢います。実際に、企業の感染症対策の担当者の方からは、「現時点で最低限必要な感染症対策を明らかにしてほしい。またこれらをどのように管理すればよいのか？」というお問い合わせをたくさんいただいております。

そのような声にこたえて、コロナ対策に限定して厳選した10項目のチェックリストを作り、現時点での準備状況を把握していただけるチェックリストを開発しました。

2. このチェックリストをどのように活用していただきたいのか

感染症対策の効果を落とさず、現状のリスクに応じて合理的に緩和していくには、専門家による取捨選択が必要になります。しかしそのための資金も時間も足りないという現状では、まずはこのチェックリストを用いて、オフィスの現状の感染症対策レベルが、過剰なのか、不足しているのか、それともこのままでよいのかを判断する根拠としていただきたいと思います。

我々はウィズコロナ社会を乗り切るために、このような取り組みを社会全体で進めることによって、第9波、第10波が来ても流行の影響を最小限に抑えることができるのではないかと考えています。

3. 各評価項目とスコア付けについての解説

① 管理編

1). 職場でのマスク着用に関するルールがあるか

ルールがないと、トラブルの元です。まずは“コンセンサスに基づくルール”の策定が必要です。マスクの着用が効果的な場面¹⁾に基づいて着用が必要な場面を規定してあれば1点を付与しました。さらにマスクが不要な場面では¹⁾、自然に外せる雰囲気醸成することも大切です。外してもよい場面を規定してあれば、その積極性と合理性を評価して2点を付与しました。一方で、「面倒だから、どちらか片方に固定する」という考えは、ウィズコロナ社会への移行を積極的に取り組む姿勢が消極的であると判断して、-2点としました。

2). **新型コロナウイルス感染症による体調不良が疑われる場合に、オフィスへの出勤制限に関するルールがあるか**

ウィズコロナ社会では、まだまだ我々の身近にコロナウイルスが存在し、再び流行が起きることが想定されています。今しばらくは、感染拡大を抑える努力は必要ですので、コロナウイルスを排出している人が出勤しないように規定してあれば 1 点を付与しました。さらに、インフルエンザやノロウイルス感染症などの他の感染症についても規定してあれば、労務環境管理を積極的に実施している施設として 2 点を付与しました。

3). **感染症による体調不良（含む疑い）で勤務しなかった場合の取り扱いに関するルールがあるか**

体調不良のままオフィスに出勤されると、クラスター発生のきっかけになり得ます。従って、体調不良者が欠勤として扱われることなく様子を見て判断できる環境を保証していれば、1 点を付与しました。ただし、公休扱いの根拠として医療機関発行の診断書を求めることは、流行拡大期には医療機関の負担を著しく増やすことになるので、ウィズコロナ社会の動きに逆行するアクションとして -2 点としました。

4). **感染症による体調不良が疑われる場合に、リモートワークへ変更できるルールがあるか**

体調不良を押して出勤すると、職場で感染が広がるきっかけになり得ます²⁾。従って、上司や担当部署に申告すれば体調不良が正当な理由として認められる規定があれば 1 点を付与しました。また上司や担当部署への相談を億劫と感じると、体調不良のまま出勤を強行することにもなりかねないので、自主的な判断でリモートワークに切り替えられる規定があれば 2 点を付与しました（ただし、申告者のモラルが問われます）。リモートワークへの切り替えの根拠として医療機関発行の診断書の提出を求めるのは、上記 3) の理由と同じで -2 点としました。

5). **地域の流行状況に応じたリモートワークに関するルールがあるか**

地域に感染が急拡大しているときには、感染拡大を抑える方向に協力することが望ましいと考えます。エッセンシャルワーカーを除き、感染症が拡大し、医療機関が逼迫するような状況（医療機能不全期）になれば政府や自治体からリモートワーク要請が出る可能性があります。そうなってから切り替える規定があれば 1 点、それより以前に積極的に切り替える規定があれば 2 点を付与しました。

② **換気編**

1). **複数の人が集まる部屋に定員が設定してあるか**

居室の換気状態は、室内にいる人数が増えると悪化します。従って、過密状態の回避のためにとりあえずの定員を定めていれば 1 点を付与しました。さらに、居室の換気能力を超えない範囲で定員を定めている場合には、合理的に感染のリスクが低減されている^{3,4)}として 2 点を付与しました。

2). 室内に CO₂ モニターを設置し、換気状態をモニターしているか

厚生労働省は、換気の悪い密閉空間を解消する方法として、「CO₂ 濃度が 1,000ppm を超えないこと」を目安として換気することを推奨しています^{3,4)}。CO₂ モニターを設置してあれば 1 点を付与しました。また実際の室内の CO₂ 濃度は、換気ムラがあるために一定ではありません。これを考慮して CO₂ モニターの設置場所を、最も換気が行き届きにくい場所としていれば、感染リスクは確実に低減できるとして 2 点を付与しました。

3). 室内の CO₂ 濃度が基準 (1,000ppm 未満) を超えた (あるいは換気が悪いと感じる) とき、対処法を実践しているか

換気が悪い場合の解消法として、窓を開けての自然換気がありますが、効果的な換気のためには、サーキュレーターを併用する必要がある^{3,4)}ので、併用している場合のみ 1 点を付与しました。また、窓開けの方法も効果的である必要がある⁴⁾ので、2ヶ所以上の窓開けができていれば 1 点としています。さらに、居室の換気能力が不足している分を補うだけの空気清浄機を設置^{4,5)}して対処していれば 2 点を付与しました。

4). 機械式換気装置がある場合、メンテナンス (保守整備) を実施しているか

機械式換気装置が設置してある建物では、換気装置の適切なメンテナンスが欠かせません⁶⁾。壊れるまで修理しないという姿勢では、中にいる人を危険にさらしてしまいます。メーカー推奨の通りに定期メンテナンスしてあれば、換気能力は保障されますので 2 点を付与しました。しかし経費節約のためにメーカー推奨よりも長いスパンで定期メンテナンスしている場合には、その分のリスク増大を加味して 1 点としました。

5). 従業員が在室している間は、機械換気装置の運転、あるいは窓開け換気を継続しているか

時間外になれば、省エネのために機械式換気装置の運転を停止する施設もあります。しかしこれによって感染拡大のリスクは著しく増大します⁶⁾。よって、在室しているにもかかわらず運転を停止している施設では -1 点を、在室中であれば運転を継続する規定があれば 1 点を付与しました。

4. 終わりに

本チェックリストは、リスクの評価と低減を目的としており、現時点で最低限実施しておくべき対策を示すものです。従って合計スコアが高いことが、当該環境で新型コロナウイルス感染症に罹らない、あるいはクラスターが発生しないことを保証するものではありません。

また人々のコンセンサスは、これからも刻々と変化していくことが予想されますので、有効期限も設定されています。現時点では何カ月先までのコンセンサスの行方を見通すことは困難ですが、2-3 カ月のスパンで世の中の趨勢を先読みしながら、改訂を重ねていく予定です。

<参考文献>

1. 新型コロナウイルス感染症対策本部：マスク着用の考え方の見直し等について、令和5年2月10日
URL: <https://www.mhlw.go.jp/content/001056974.pdf>
2. 厚生労働省：新型コロナウイルスに関するQ&A（一般の方向け）問5、令和4年12月19日版
URL: https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryoudengue_fever_qa_00001.html
3. 厚生労働省：商業施設等における「換気の悪い密閉空間」を改善するための換気について、令和年3月30日
URL: <https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000616069.pdf>
4. 新型コロナウイルス感染症対策分科会：感染拡大防止のための効果的な換気について、令和4年7月14日
URL: <https://www.mhlw.go.jp/content/001020788.pdf>
5. 公益社団法人空気調和・衛生工学会：学会提言 必要換気量算定のための室内二酸化炭素設計基準濃度の考え方、必要換気量検討特別委員会編、令和3年5月31日
URL: <http://www.shasej.org/base.html?recommendation/recommendation.html>
6. 厚生労働省他：新型コロナウイルス感染症の治療を行う場合の換気設備について、令和3年4月7日付事務連絡
URL: <https://www.mhlw.go.jp/content/000766517.pdf>